

牟田事務所 許可通信

〒456-0031 名古屋市熱田区神宮三丁目9番14号 ☎ (052) 681-6006 2019.08

【建設】 【運送】 【産廃】 【風営】

★建設業★ 経營業務管理責任者要件の見直しへ！

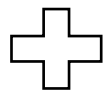
経營業務管理責任者（経管）になれる方がいないということで、建設業許可を断念していた方に朗報です。来年秋に施行予定（令和2年10月頃）の改正建設業法で経管要件が見直され緩和されます！

～どの様になるの？～

個人の経験によって能力を担保していた考え方を見直し、**組織の中で経營業務の管理を適切に行うに足る能力を有すること**を求めることとなります。国土交通省令で定める基準に適合するものとして次の①、②を満たすものであれば経管になることができます。

①常勤の役員として、以下のいずれかの者を置くこと

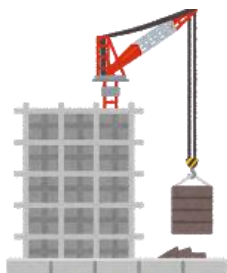
- (1) 建設業の経営に関する経験又管理職の経験を通算して5年以上有している者（経験範囲の緩和）
- (2) 建設業以外の業種の経営に関する経験を5年以上有している者（業種緩和）



役員を補助する者

建設業の経營業務を補助してきた経験を有する者等を役員の補助者として相応の地位に配置する。

②適切な社会保険に加入していること。



従来の経管要件（建設業の経営に関する経験を5年以上有している者）は改正法施行後も有効ですし、更に緩和も検討されています。

「役員を補助する者」が具体的にどのような方かは検討中とのことです。経管要件が大きく見直される来年秋頃に向けて建設業許可取得の準備を今から始めてみてはいかがでしょうか？

建設業担当：小泉

★運送業★～特車ゴールド制度をご存じですか？～

平成28年1月25日(月)より開始されたETC2.0装着車への特殊車両許可を簡素化する「特車ゴールド」の制度

業務支援用ETC2.0車載器を装着し、利用規約等に同意してあらかじめ登録いただいた車両は、大型車誘導区間における自由な経路選択を可能とする許可を行います。そのため、大型車誘導区間内であれば渋滞や事故、災害等による通行障害発生時の迂回ができ、輸送を効率化できます。

いちいちすべての経路を申請しなくても迂回できる(°Д)



図は首都圏周辺ですが、大型車誘導区間は全国にあるので一度問い合わせ頂ければお答えいたします。

利用するには？

- ① まず、車両については大型車誘導区間の許可基準と同じです。
また、車両がETC2.0車載器を搭載している必要があります。
- ② 経路に大型車誘導区間が含まれている必要があります。
走行ルート中のどこかで大型車誘導区間を通らないと特車ゴールドは利用できません。
- ③ 特車ゴールドの申請はオンライン申請のみです。
また、オンライン申請の際、通常の特車許可申請に加えて、車載器の情報などを入力する必要があるため購入時の箱や説明書に書いてあるので捨ててしまわないようにして下さい！！

特車ゴールド制度は業務支援ETC2.0車載器をご利用中のお客様には
メリットしかないお話です！ご興味を持たれた方は運送業担当の田口まで！

運送業担当：田口



★産廃業★ 食品ロス もったいない

食

品ロスの現状

“食品ロス”とは、まだ食べられるものを、賞味期限や形崩れなどを理由に廃棄することを意味します。世界で廃棄される食品は年間約 13 億トン！中でも日本は毎年推計 621 万トンもの食品を廃棄する「**廃棄大国**」です。国民一人当たり、毎日茶碗一杯分の食品をポイポイ捨てている計算…。そして、このうちの 1/5 が外食産業から発生しているものです。

立

ちはだかる 2 つの壁

日本でも持ち帰りバッグの普及活動などが様々な試みが行われてきたのですが、衛生面での問題が壁となり、なかなか浸透していません。高温多湿の日本の気候では、食中毒の危険性が高く浸透しづらいのかもしれないですね…

また、日本の食品業界には“**3 分の 1 ルール**”という商習慣があり、問題視されています。製造されてから賞味期限に至るまでの品質保持期間を 3 分割し、それぞれの期限を過ぎると廃棄扱いにするというルールです。鮮度のいい食品を消費者のもとへという目的で設けられたそうですが、日本はこのルールが緩和されない限り食品ロスの改善は厳しいかもしれません。

セ

ブンイレブンの試み

こうした現状を受け、セブンイレブンでおなじみのセブン&アイ・ホールディングスが声を上げました。同社は環境宣言「**GREEN CHALLENGE 2050**」の策定を発表。環境課題として設定した 4 テーマについて 2030 年と 2050 年までに実現を目指す具体的目標を定めました。注目すべきは「**食品ロス・食品リサイクル対策**」。食品廃棄物のリサイクル率を 2030 年までに 70%！、2050 年までには 100%！！とすることを目標に掲げています。オリジナル商品において使用する容器についても環境配慮型素材（リサイクル素材等）を 2030 年までに 50%、2050 年までに 100%使用することを目指し、食品原材料は、持続可能な材料を 2030 年までに 50%使用、2050 年まで 100%使用を目指すという、具体的な行動計画を含んだ目標設定です。同グループは、国内で 22,000 店舗（2019 年 2 月末）を超える店舗ネットワークとサプライチェーン全体で、さらなる環境負荷低減を推進するため、一丸となって目標実現に取り組んでいくそうです。世界全体でサステイナブルな発展が真剣に模索されている中、今後の発展のためにこそ環境負荷低減に真剣に取り組もう！という姿勢に、大企業の使命感をビシビシ感じます！



食品衛生が気になるこの時期だからこそ、一度食品ロスを見直してみてください。

目標を立て、できることからスタート！です。

産廃担当：白木

～事業譲渡と各種許認可～

産業廃棄許可 (譲渡会社許可あり譲受会社許可なしの場合)

収運 別法人である以上許可の譲渡は不可。譲受会社が新規取得するしかない。
処分及び施設設置 同上



建設業許可

一般 現状、許可の譲渡は不可
特定 同上

建設業許可を取得するためには、一定の条件を満たす必要があるため、事業譲渡と同時に許可を取得することは難しいケースが多いのが実情。

※請負金額が500万円(税込)未満の場合は、建設業許可は不要。許可がない期間は、請け負う工事を限定すれば、事業を継続することが可能

※事前認可制度の導入により、認可を取得することで許可の承継が可能に。(R3.4月施行)
ただし、業種(土木・鉄筋など)・区分(一般・特定)が一致していないと承継不可。
土木業だけなど、一部のみの承継は不可。

運送業許可

一般貨物 原則、別法人である以上許可の譲渡は不可。

ただし運輸局に「譲渡譲渡認可申請」することで事業譲渡と同時に許可の引継ぎが可能

古物商許可

別法人である以上許可の譲渡は不可。譲受会社が新規取得するしかない。

宅建免許

別法人である以上許可の譲渡は不可。譲受会社が新規取得するしかない。

風営法許可

個人営業 許可の譲渡は不可。

法人経営 法人丸ごとセットでの譲渡であれば可能。

合併や分割で経営権を他社に譲るのは不可。譲渡法人が複数の事業を行っている場合、風営法事業のみの譲渡は不可。



食品営業許可

営業者名義が変わる場合、許可の譲渡は不可。

営業譲渡などの場合、名義を変えずに引き継いだ時点で無許可営業となり、2年以下の懲役もしくは200万円以下の罰金(または情状により、その併科)。行政処分も。